

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和7年3月21日(2025.3.21)

【公開番号】特開2023-173825(P2023-173825A)

【公開日】令和5年12月7日(2023.12.7)

【年通号数】公開公報(特許)2023-230

【出願番号】特願2022-86325(P2022-86325)

【国際特許分類】

F 21S 2/00(2016.01)

10

F 21V 5/00(2018.01)

F 21V 33/00(2006.01)

G 09 F 13/04(2006.01)

F 21Y 115/10(2016.01)

F 21Y 113/13(2016.01)

【F I】

F 21S 2/00 660

F 21V 5/00 550

F 21V 33/00 300

G 09 F 13/04 P

20

F 21Y 115:10

F 21Y 113:13

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月12日(2025.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気機器であって、

ハウジングと、

前記ハウジングの内部に収容された第1発光素子と、

前記ハウジングに設けられた表示部と、を備えており、

前記ハウジングが、

レンズ取付部を備えており、

前記表示部が、

前記レンズ取付部に取り付けられており、前記第1発光素子によって点灯されるレンズを備えており、

前記レンズが、

基部と、

前記レンズが前記レンズ取付部に取り付けられている状態における前記基部の前記第1発光素子側の面から突出する内側突出部と、を備えており、

前記内側突出部が、

前記基部の前記第1発光素子側の面から離間しており、第1方向及び前記第1方向に直交する第2方向に延びる突出面と、

前記第1方向における前記突出面の第1の側の端部と前記基部の前記第1発光素子側の面とを接続する第1接続面と、

40

50

前記第1方向における前記突出面の前記第1の側とは反対側の第2の側の端部と前記基部の前記第1発光素子側の面とを接続する第2接続面と、を備えており、

前記突出面の前記第2方向の中央部分において、前記第1方向と、前記第1方向及び前記第2方向に直交する第3方向と、を含む断面を見た場合に、前記第1接続面、及び、前記第2接続面が、前記突出面に対して傾斜しており、

前記第1発光素子の光軸が、前記突出面を通過する、

電気機器。

#### 【請求項2】

前記第1発光素子の前記光軸が、前記突出面に対して垂直に延びる、請求項1に記載の電気機器。

10

#### 【請求項3】

前記断面を見た場合に、前記第1発光素子の前記光軸が、前記突出面の前記第1の側の端部と前記第2の側の端部との間の中心位置を通過する、請求項1に記載の電気機器。

#### 【請求項4】

前記断面を見た場合に、前記突出面に対する前記第1接続面の第1傾斜角度であって、前記突出面から前記第1の側に傾斜する角度である前記第1傾斜角度と、前記突出面に対する前記第2接続面の第2傾斜角度であって、前記突出面から前記第2の側に傾斜する角度である前記第2傾斜角度と、が同じである、請求項3に記載の電気機器。

#### 【請求項5】

前記断面を見た場合に、前記レンズが前記レンズ取付部に取り付けられている状態における前記基部の前記第1発光素子側の面が、前記第1発光素子の前記光軸に対して傾斜している、請求項1に記載の電気機器。

20

#### 【請求項6】

前記レンズが、前記レンズが前記レンズ取付部に取り付けられている状態における前記基部の前記第1発光素子側の面とは反対側の面から突出する外側突出部であって、前記ハウジングの外面よりも外側に突出する前記外側突出部を備えている、請求項1に記載の電気機器。

#### 【請求項7】

前記第1発光素子は第1色で発光し、

前記電気機器は、さらに、

前記第1色とは異なる第2色で発光する第2発光素子を備えている、請求項1に記載の電気機器。

30

#### 【請求項8】

前記電気機器は、さらに、

前記第1色および前記第2色とは異なる第3色で発光する第3発光素子を備える、請求項7に記載の電気機器。

#### 【請求項9】

前記電気機器は、充電器である、請求項1に記載の電気機器。

40

50